

令和 3 年 1 2 月 7 日

第 6 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第6回廿日市市議会議案説明書目次

議案第66号	廿日市市重要伝統的建造物群保存地区における 廿日市市税条例の特例を定める条例	………… 1
議案第67号	廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び 管理条例	………… 3
議案第68号	廿日市市多世代サポートセンター設置及び管理 条例	………… 7
議案第69号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	………… 9
議案第70号	廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例	………… 11
議案第71号	廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条 例の一部を改正する条例	………… 13
議案第72号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	………… 15
議案第73号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 を改正する条例	………… 17
議案第74号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	………… 19
議案第80号	工事請負契約の締結について	………… 21
議案第81号	工事請負契約の変更について	………… 23
議案第82号	財産の取得の変更について	………… 25
議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について	………… 27
議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について	………… 29
議案第85号	公の施設の指定管理者の指定の変更について	………… 31
議案第86号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	………… 33

(議案第 6 6 号)

廿日市市重要伝統的建造物群保存地区における廿日市市税条例の特例を定める条例

(税 制 収 納 課)

1 制定の理由

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを踏まえ、重要伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物である一定の家屋の敷地の用に供する土地に係る固定資産税の納税義務者に対して行う固定資産税の減額などに関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 固定資産税の減額の特例

伝統的建造物に該当する家屋で文部科学大臣が定めるもののうち、風俗営業等の用に供されていないものの敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、その税額の 2 分の 1 に相当する額を減額するものとする。

(2) 固定資産税の減額の特例の申告

ア 固定資産税の減額の特例の適用を受けようとする者は、固定資産税の減額の特例の適用を受けようとする最初の年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(ア) 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(イ) 土地の所在、地番、地目及び地積

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

イ 固定資産税の減額の特例の申告をした者は、申告書の提出後において申告内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

(3) 虚偽の申告者等に対する措置

期限内に正当な理由がなく申告をせず、又は虚偽の記載その他不正な行為により申告をした者に対しては、固定資産税の減額の特例を適用しないものとする。

(4) 固定資産税の減額の特例の取消し

市長は、虚偽の記載その他不正な行為により固定資産税の減額の特例の適用を受けていることが判明した場合は、当該固定資産税の減額の特例を取り消すものとする。

(5) 非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務の特例

非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務の規定は、伝統的建造物に該当する家屋で文部科学大臣が定めるもののうち、風俗営業等の用に供されていないものについては、適用しないものとする。

(6) 検討

市長は、この条例の施行後5年ごとに、保存地区の状況等の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第6条

② 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(議案第 6 7 号)

廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び管理条例

(地 域 政 策 課)

1 制定の理由

地域資源の活用による市民と来訪者との交流の促進を図るとともに、多様な主体によるまちづくり活動を促進し、もって地域の活力の創出に資するため、廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設を設置し、その管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 玖島の里づくり交流拠点施設の名称及び位置

ア 名称 廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設

イ 位置 廿日市市玖島 4 3 2 3 番地

(2) 施設の構成

ア 交流センター

イ 多目的グラウンド

ウ 体育館

(3) 事業

ア 市民と来訪者との交流促進に関すること。

イ 多様な主体によるまちづくり活動の促進に関すること。

ウ 地域の活力を創出する事業の実施に関すること。

エ その他玖島の里づくり交流拠点施設の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(4) 使用時間等

区分	使用時間	休館日
交流センター	9 時から 1 7 時まで	火曜日及び水曜日並びに 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日

多目的グラウン ド	9時から21時30分 まで	12月29日から翌年1月 3日までの日
体育館	9時から21時30分 まで	12月29日から翌年1月 3日までの日

(5) 施設等の使用料

区分	単位	使用料
多目的グラウンド	1時間までごとに	380円
体育館	1時間までごとに	440円
屋外照明設備	1時間までごとに	300円
備考		
1 使用者が玖島の里づくり交流拠点施設の設置の目的以外に使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。 2 多目的グラウンド及び体育館を2分の1に区分して使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（玖島の里づくり交流拠点施設の設置の目的以外に使用の場合は、2倍の額に2分の1を乗じて得た額）とする。		

(6) 指定管理者による管理等

ア 玖島の里づくり交流拠点施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

イ 指定管理者が玖島の里づくり交流拠点施設の管理を行う場合には、玖島の里づくり交流拠点施設を利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

(7) 指定管理者の指定

市長は、指定管理者の指定に係る申請書が提出されたときは、市長が定める基準によって申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(8) 指定管理者が行う業務

ア 2の(3)に掲げる事業に関する業務

イ 利用の許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収に関する業務

エ 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

オ 玖島の里づくり交流拠点施設の運営に関して市長が必要と認める業務

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を

除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第 6 8 号)

廿日市市多世代サポートセンター設置及び管理条例

(福 祉 総 務 課)

1 制定の理由

乳幼児から高齢者まであらゆる世代の市民の健康の増進と福祉の向上を図り、併せて地域の交流活動を促進するため、廿日市市多世代サポートセンターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 多世代サポートセンターの名称及び位置

ア 名称 廿日市市多世代サポートセンター

イ 位置 廿日市市地御前一丁目 3 番 2 8 号

(2) 事業

ア 乳幼児から高齢者まであらゆる世代の市民の健康の増進及び福祉の向上を図るための施設の提供に関すること。

イ 地域の交流活動を促進するための施設の提供に関すること。

ウ その他多世代サポートセンターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(3) 施設等の使用料

区分	単位	使用料
多目的ホール	1 時間までごとに	1 , 6 2 0 円
多目的ホール（2 分の 1 区画を使用する場合）	1 時間までごとに	8 1 0 円
附属設備	市長が定める額	
備考		
1 使用者が多世代サポートセンターの設置の目的以外に施設等を使用する場合（文化、教育その他公共的事業に使用する場合		

を除く。)における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。

2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 6 9 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(財 政 課)

1 改正の理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正され、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査が合理化されたことに伴い、当該認定事務に係る手数料の額を定めるとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可制度が創設されたことなどに伴い、当該事務に係る手数料の額を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書を提出する場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額を次のとおり定める。

戸建て住宅 1 万 2,900 円 (増改築をする場合は、1 万 9,400 円)

共同住宅等 住戸数に応じて 1 万 2,900 円から 39 万 3,000 円までの範囲内で定める額 (増改築をする場合は、住戸数に応じて 1 万 9,400 円から 58 万 9,000 円までの範囲内で定める額)

- (2) 住宅性能評価書を提出する場合の長期優良住宅建築等計画の認定について、住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書に限るものとし、当該認定に係る手数料の額を次のとおり改定する。

事務の種類	現 行	改正案
戸建て住宅	1 万 6,500 円	1 万 2,900 円
共同住宅等	住戸数に応じて 1 万 6,500	住戸数に応じて 1 万 2,900

	円から 146 万 6,000 円までの範囲内で定める額	円から 39 万 3,000 円までの範囲内で定める額
--	------------------------------	-----------------------------

- (3) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可を行うことについて、その手数料の額を定める。

事務の種類	単位	手数料	備 考
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。

- (4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 4 年 2 月 2 0 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 7 0 号)

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例

(農 林 水 産 課)

1 改正の理由

市が管理する漁港施設において、プレジャーボートの係留保管の適正化に向けた対策を実施することを目的として、プレジャーボートの係留に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) プレジャーボートの係留を目的として管理漁港施設を目的外使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする。
- (2) プレジャーボートの係留を目的とする管理漁港施設の目的外使用に係る使用料を船舶等の長さ 1 メートルにつき 1 月 3 0 0 円として定める。
- (3) (2) の使用料は、令和 5 年 3 月 3 1 日までの間は、これを徴収しないものとする。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 7 1 号)

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(福祉総務課)

1 提案の要旨

- (1) 廿日市市総合健康福祉センターに福祉保健部の一部が移転し、市長による管理を実施することに伴い、指定管理者による管理に関する規定を廃止しようとするものである。
- (2) 廿日市市総合健康福祉センターのリハビリ室を福祉事業の用に供することに伴い、当該リハビリ室を廃止しようとするものである。
- (3) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- ③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- ④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範圍その他必要な事項を定めるものとする。

(議案第 7 2 号)

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金が見直されたことなどに伴い、出産育児一時金の支給額及び加算額の上限を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 出産育児一時金の支給額及び加算額の上限を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
出産育児一時金の支給額	4 0 万 4 , 0 0 0 円	4 0 万 8 , 0 0 0 円
出産育児一時金における加算額の上限	1 万 6 , 0 0 0 円	1 万 2 , 0 0 0 円

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日。ただし、2 の(2)については、公布の日

4 根拠法令

国民健康保険法

第 5 8 条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

② 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

(議案第 7 3 号)

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

(維持管理課)

1 提案の要旨

新たに自転車駐車場を設置することなどに伴い、次のとおり当該自転車駐車場の名称及び位置を定めるなどの改正を行おうとするものである。

(1) 新たに設置する自転車駐車場の名称及び位置

名 称	位 置
J A 広島病院前駅自転車駐車場	廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 6 地先

(2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(2) 準備行為

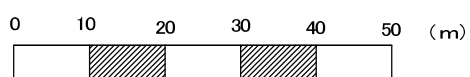
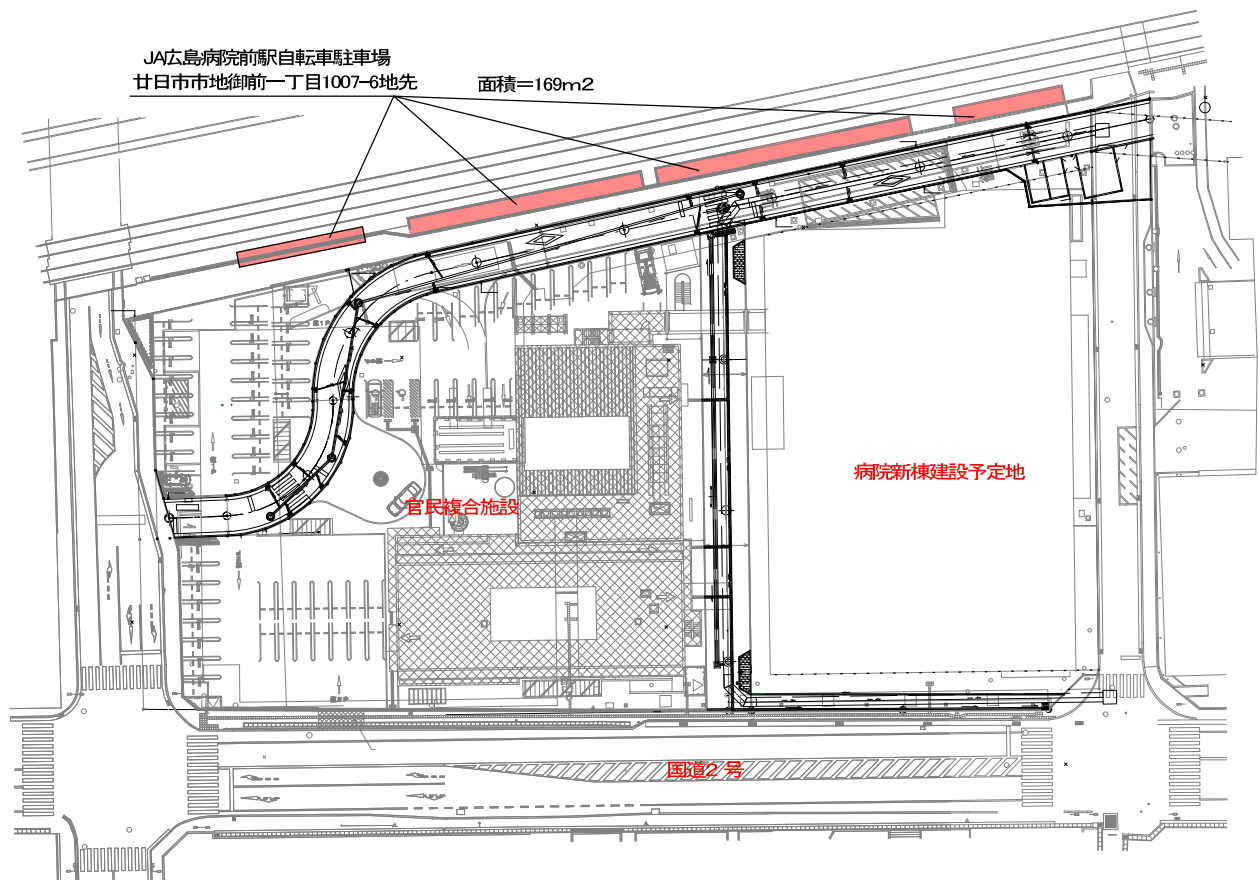
指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

平面図



(議案第 7 4 号)

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例

(建 築 指 導 課)

1 提案の要旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、建築審査会の会議を招集する要件として、容積率の特例の許可をすることについて同意を求められた場合が追加されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 4 年 2 月 2 0 日

3 根拠法令

建築基準法

第 8 3 条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。

(議案第 80 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和字東小福 1886 番 1 外において施工する吉和支所複合施設新築工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

複合施設

鉄筋コンクリート造 (一部木造)

2 階建て

延べ面積 1828.77 平方メートル

外部エレベーター棟・渡り廊下

公用車車庫

自転車置場

公衆トイレ

油庫 (基礎のみ)

(2) 請負金額 767,580,000 円

(3) 請 負 者 砂原組・中電工業吉和支所複合施設新築工事特定建設工事共同企業体

代表者 広島市中区平野町 1 番 16 号

株式会社 砂原組

代表取締役 砂 原 傑

構成員 広島市南区出汐二丁目 3 番 24 号

中電工業株式会社

代表取締役 石 井 浩 一

(4) 工 期 議決の日の翌日から

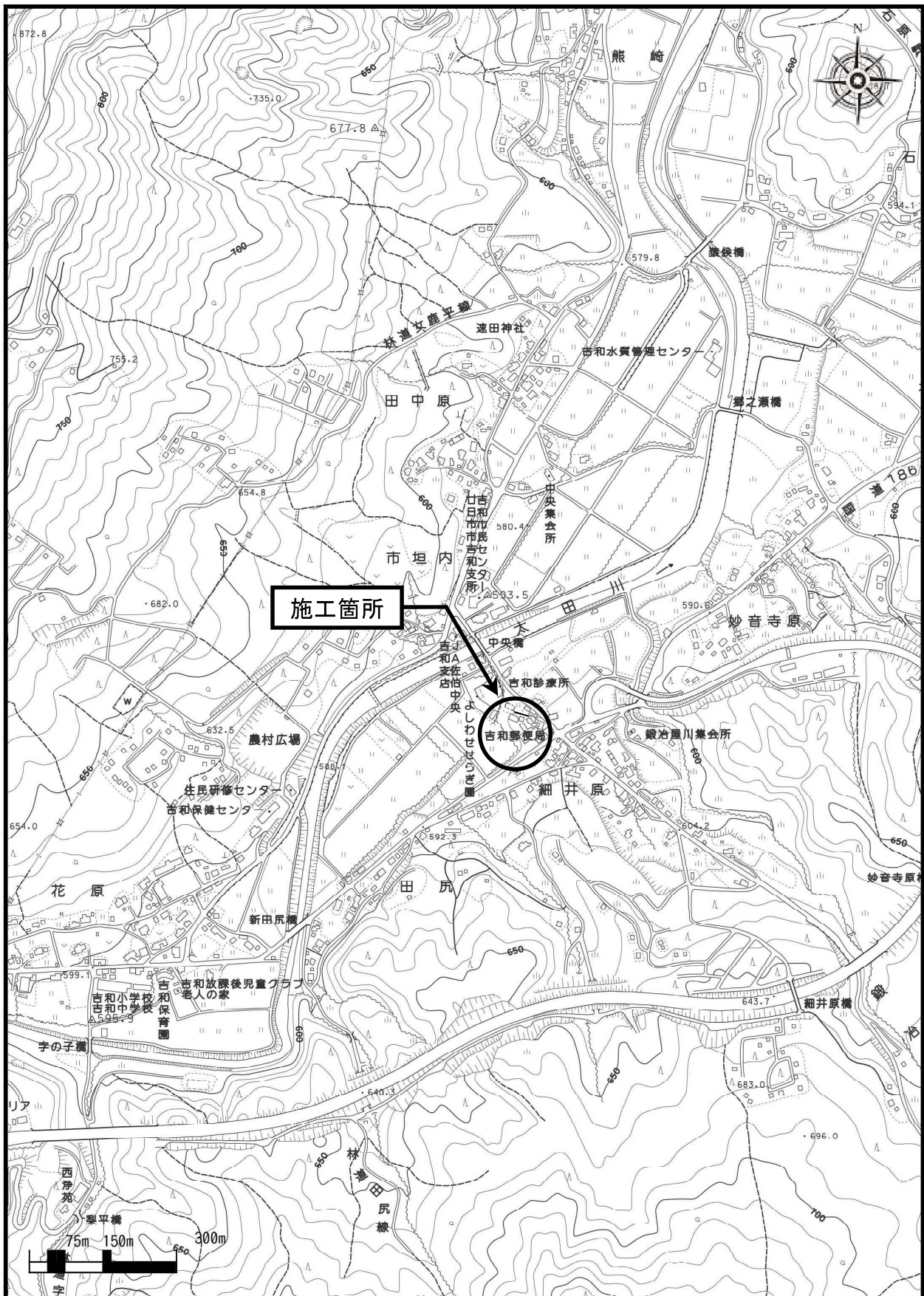
令和 5 年 3 月 22 日まで

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

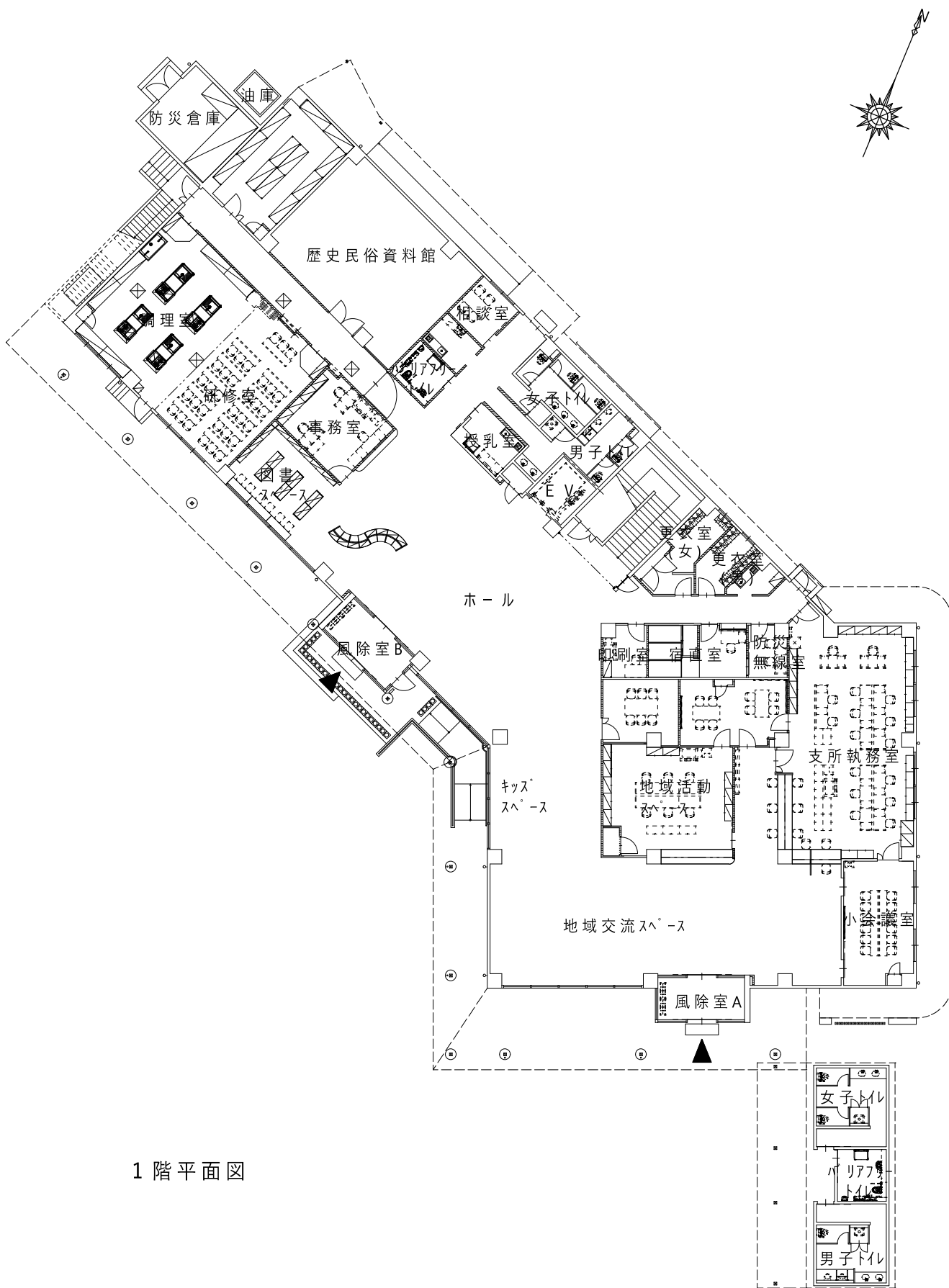
位置図

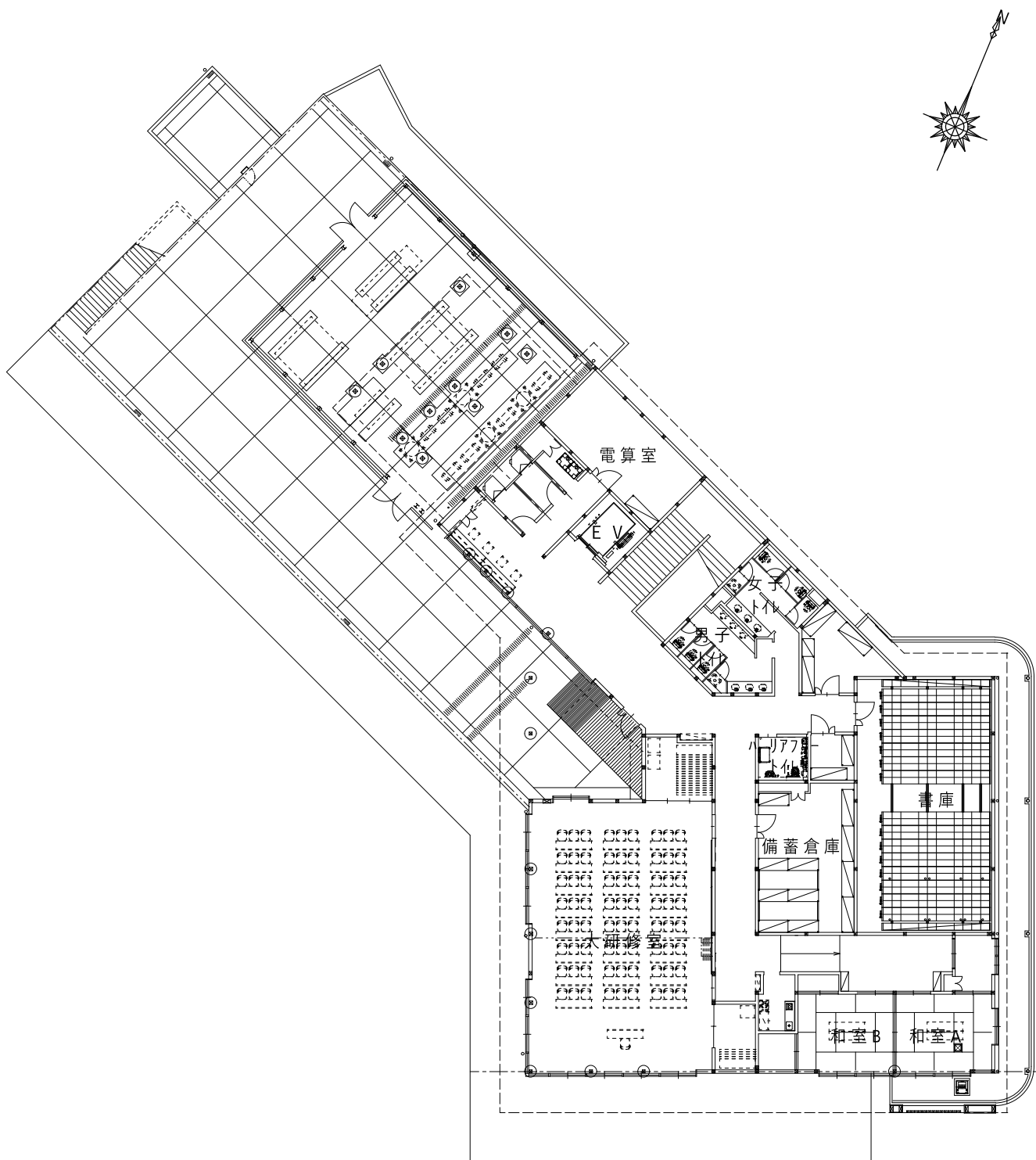




配置図

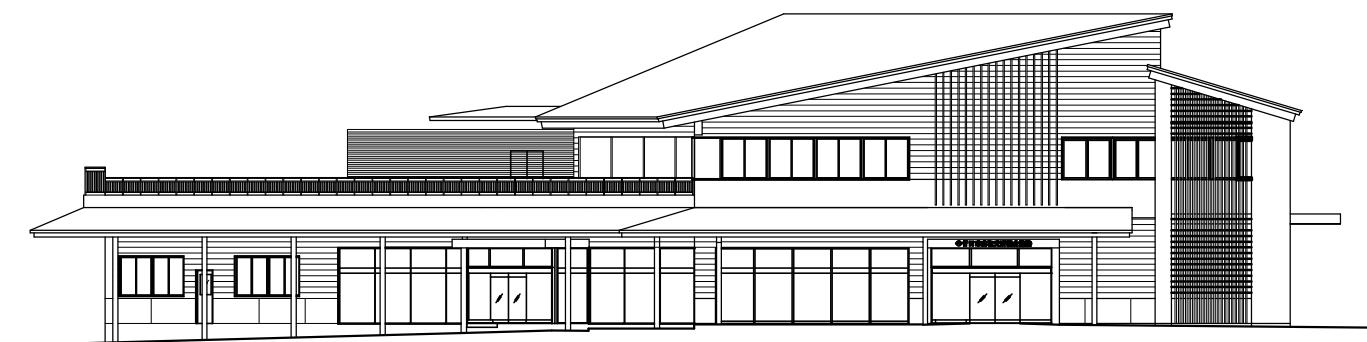
0m 50m



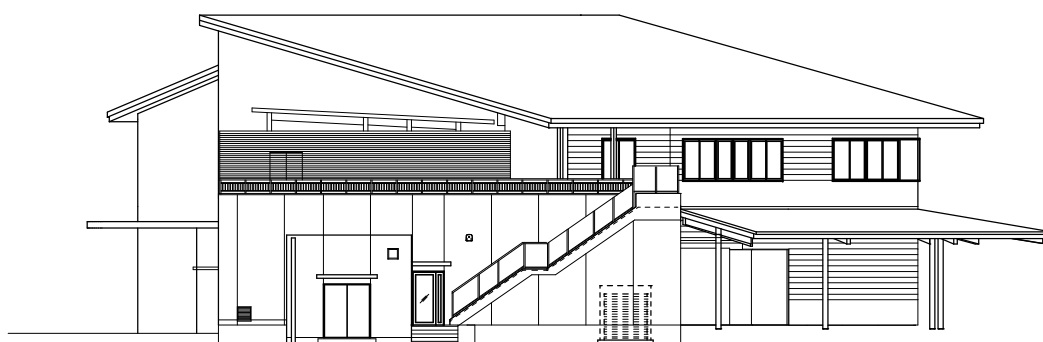


2 階平面図





南西立面图



北立面图



(議案第 8 1 号)

工事請負契約の変更について

(契 約 課)

1 変更の理由

令和 3 年議案第 6 0 号により契約を締結することについて議決を得た市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路改良工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたものである。

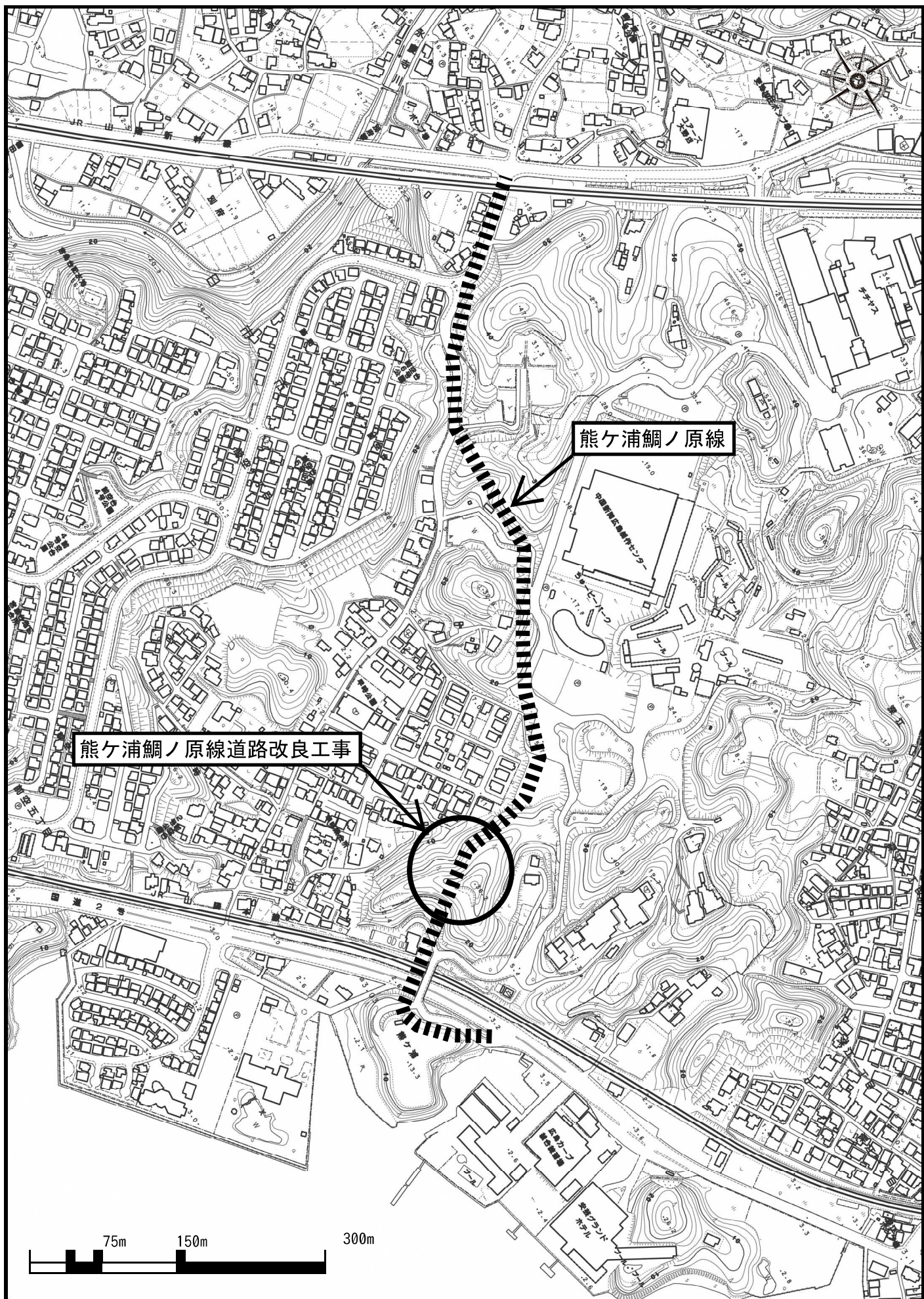
2 変更の内容

現 請 負 金 額	変更請負金額	増 加 額
185,658,000円	213,492,400円	27,834,400円

3 根拠法令

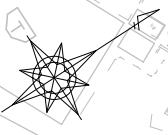
議案第 8 0 号説明書に同じ。

位置図



平時公園

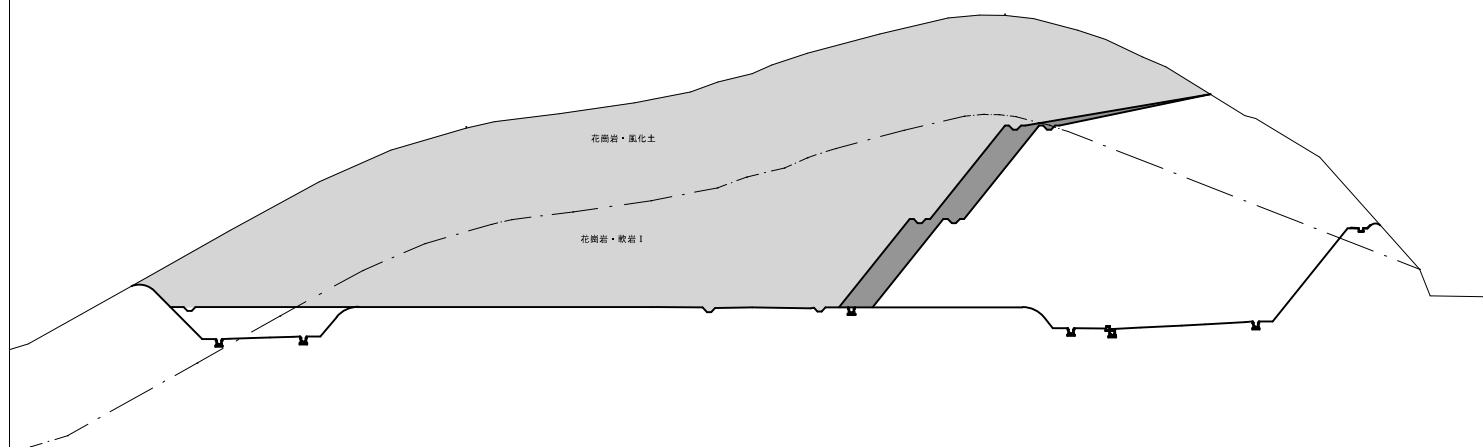
平面图



平時集会所



断面図 ①－①



0 2 4 6 8 10m

(議案第 8 2 号)

財産の取得の変更について

(地域医療拠点企画室)

1 変更の理由

令和元年議案第 6 5 号により財産を取得することについて議決を得た地域医療拠点等整備事業において整備される官民複合施設のうち、公共施設部分については、土地を分筆したこと及び設計を変更したことにより、所在及び床面積を変更する必要があるものである。

2 変更の内容

(1) 所在

現 行	変 更 案
廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 2 6	廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 3 6

(2) 床面積

現 行	変 更 案
1, 6 9 0. 1 5 平方メートル のうち 1, 5 4 1. 7 6 平方メ ートル	1, 6 9 8. 4 6 平方メートル のうち 1, 5 5 0. 4 1 平方メ ートル

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 8 3 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者の指定期間が、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市栗栖 5 0 8 番地

株式会社 広島リゾート

代表取締役 中 本 雅 生

(3) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 8 4 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和魅惑の里の指定管理者の指定期間が、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市吉和魅惑の里

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市栗栖 5 0 8 番地

株式会社 広島リゾート

代表取締役 中 本 雅 生

(3) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 5 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 8 3 号説明書に同じ。

(議案第 8 5 号)

公の施設の指定管理者の指定の変更について

(福 祉 総 務 課)

1 変更の理由

平成 3 0 年議案第 1 2 0 号により議決を得た廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者の指定について、当該施設に福祉保健部の一部を移転すること及び当該施設の指定管理者から当該移転により当該施設の管理を行うことに関する協議の申出があったことに伴い、指定の期間を変更する必要が生じたものである。

2 変更の内容

現 指 定 の 期 間	変更指定の期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで	平成 3 1 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

議案第 8 3 号説明書に同じ。

(議案第 8 6 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 松本良子委員は、令和 3 年 1 2 月 2 4 日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

松 本 良 子 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

松 本 良 子

岡 本 美紀子

片 嶋 学

大 島 久 典

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。